

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	ストックホルム条約拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	42,022千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国連環境計画（UNEP バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的： ・1995年に開催された政府間会合にて、残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants：POPs）の排出を規制するために法的拘束力のある国際的な枠組みを確立することに向けて行動することを含む「ワシントン宣言」が採択。これを受け、1998年6月から5回にわたってPOPsの規制に関する政府間交渉会議が開催され、2001年5月、ストックホルム条約が採択された。ストックホルム条約は、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるPOPsの廃絶に向けた取組を行うことを目的とする。2018年5月時点での締約国等は180か国及び欧州連合（EU）とパレスチナ。 ・条約事務局は、UNEPが務め、ジュネーブ（スイス）に所在。2011年から、廃棄物、化学物質の国際的管理について規定するバーゼル条約及びロッテルダム条約との共同事務局となっている。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、議定書事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本は締約国会議（COP）等において発言権を確保することが可能となり、COP等における決議案や決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、条約事務局による締約国会合の開催、作業部会等の開催、POPsに関する各種データの集計及び公表、その他締約国会合が決定する他の任務の遂行等を支援し、人の健康又は環境に悪影響を与えるPOPsの廃絶に向けた取組を促進すること等を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・ストックホルム条約は、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ジクロロジフェニルトリクロロエタン（DDT）等のPOPsについて、製造、使用、輸出入、廃棄に関する国際的な規制を定め、その環境への放出を防止するための条約である。</p> <p>・本条約は、PCB等（附属書A掲載物質）の製造・使用、輸出入の禁止、DDT等（附属書B掲載物質）の製造・使用、輸出入の制限、非意図的に生成されるダイオキシン等（附属書C掲載物質）の削減等による廃棄物等の適正管理を定め、残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護するための国際的な枠組みを提供している。</p> <p>・2011年より、廃棄物、化学物質の国際的管理について規定するバーゼル条約及びロッテルダム条約との合同事務局を設置し、両条約との連携を強化している。三条約に共通する事務局機能等を統合して運営の効率化を進めている。</p> <p>・日本は、最大拠出国として、COPにおける事業計画や予算案について審議に参加し、日本の立場を効果的に反映している。また、COPの下部機関である残留性有機汚染物質審査委員会（POPRC）等に専門家を派遣することにより、日本の意見を反映させるよう努めつつ、条約の実施に積極的に貢献している。</p>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<p>・外部監査 対象年度：2016年度、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年7月</p> <p>・内部監査 対象年度：2011年～2013年、実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2014年4月 結果及び対応：財政マネジメント等について、概ね適正ではあるものの、三条約の基金の一本化や事務局運営に係る当座資金の積み増し等を行うよう提言を受けている。同事務局は新しい経理システムの導入や当座資金確保のための予算措置等により、これらの提言に適切に対応している。</p> <p>・財政状況の報告・報告・提出月：2017年1月（2015年度）</p> <p>・2011年からバーゼル条約及びロッテルダム条約との三条約共同事務局として組織改編を進め、共同活動、共同管理等の具体的措置を導入し、効率的な組織・財務マネジメントの実現に努めている。</p> <p>・日本は、最大拠出国として、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。直近のCOP（2017年4月～5月）では、今後2年間の共同事務局予算について、約3%増の事務局提案に対し、日本ほかの働きかけを受け約1%増に留めるよう査定された。</p> <p>・日本は、OIOSの内部監査結果の妥当性についても他の締約国と共に精査を行っているほか、日常的に三条約事務局と連絡を取り、日本の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> ・COP や準備会合等の関連会合での協議に参加しており、事務局運営の効率化や予算上の措置についても、日本の意見が反映された決議案が採択されている。 						
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム条約は、POPs について、製造、使用、輸出入、廃棄に関する国際的な規制を定め、それらが人の健康又は環境に与える悪影響を低減する役割を果たしており、POPs によって引き起こされる人の健康や環境に対する損害を抑止する国際的枠組として機能しているところ、本条約に拠出し、その目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり、非常に重要。 ・日本は、COP の下部機関でストックホルム条約の規制対象物質に追加する化学物質の審査を行う残留性有機汚染物質審査委員会 (POPRC) (2017 年 10 月開催) に大学や研究機関所属の専門家を政府職員とともに派遣し、同会合では条約の対象物質の選定や規制のあり方について日本の意見が反映された技術文書が作成された。 ・事務局の活動の大枠及び予算は、日本を含む締約国が出席する COP において決定されており、締約国として各種の意思決定に参加する地位を有している。 ・ストックホルム条約は、POPs の製造、使用、輸出入、廃棄に関する国際的な規制を定めるもので、日本だけで実施できる事業ではなく、日本が実施する化学物質の管理や処理に係る二国間協力事業とは補完的な役割を持つ。 ・2 年毎に開催されているバーゼル・ロッテルダム・ストックホルムの三条約合同 COP の機会を捉えて、三条約事務局長と日本代表団長の意見交換を行っている。直近では 2017 年 5 月、日本代表団長として環境省地球環境審議官が三条約事務局長と面会し、2017 年 8 月に発効する水銀に関する水俣条約の事務局の運営のあり方等について意見交換を行った。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	180 개국及び EU, パレスチナ	36	1	0	2.8%	1	0
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 10 月のバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局長来日の際、外務省地球環境課長から日本人職員採用への協力を依頼。 						
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	ストックホルム条約締約国会議において 2 か年事業計画及び予算案を審議、承認。					
	DO	日本から義務的拠出金の支払、ストックホルム条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じたストックホルム条約事務局の活動のモニタリング。					
	CHECK	内部監査報告書、財政状況報告書や COP 等における運営・活動の評価。					
	ACT	各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本からの締約国拠出はコア予算に充当され、日本からの拠出を分離特定することはできない。 ・2 年毎に開催される COP においては総会の他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催される他、事務局と個別に協議する機会もあり、これらを通じてより効率的な条約事務局運営に向けた提案や日本の関心事項等を示すことで、条約の運営の改善を促している。 						
担当課室名	地球環境課						